

## 用語の解説

### 1 新制度関係

通常加入	保険料の助成を受けずに加入している者
政策支援区分1	認定農業者及び青色申告者の両方に該当している者
政策支援区分2	認定就農者及び青色申告者の両方に該当している者
政策支援区分3	区分1又は2の要件を具備している者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属の後継者
政策支援区分4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者
政策支援区分5	35歳未満の直系卑属の農業後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者
未分類	これまで加入していた区分で政策支援が不該当になり、新たな保険料額の決定がなされていない者
当然喪失理由11	国民年金の第2号被保険者となった（農林漁業団体役員期間に該当する法人の常勤役員となっていた場合を除く）、又は国民年金の被保険者の資格を喪失した
当然喪失理由12	国民年金の第3号被保険者となった
当然喪失理由13	国民年金の全額若しくは半額について保険料が免除された
当然喪失理由15	農業に従事する者でなくなった
当然喪失理由19	被保険者が死亡した
当然喪失理由23	農林漁業団体役員期間に該当する法人の常勤役員となったため、国民年金の第2号被保険者となった
当然喪失理由26	勤務している事業所が特例事業所となり、国民年金の第2号被保険者となった
当然喪失理由61	60歳に達した
待期者	被保険者資格を喪失（当然喪失（理由19の死亡を除く）、任意脱退）した者で、保険料納付が1月以上あり、これから農業者年金の給付の裁定を受けようとする者
受給権者	農業者年金の給付の裁定を受けた者
農業者老齢年金	加入者が納付した通常保険料、特例保険料及びその運用収入の総額を基礎とする終身年金
特例付加年金	保険料の国庫助成額とその運用収入を基礎とし、農業を営む者でなくなったときから支給する終身年金
死亡一時金	被保険者等が80歳に達する前に死亡したときに、その者と生計を一にする遺族に支給される一時金

## 2 旧制度関係

(1) 経営移譲年金 経営移譲年金	後継者、第三者に農業経営を譲り、引退する者に支給される年金
加算付年金	特定譲受者への経営移譲を誘導し経営規模拡大等の効果を一層高めるために、経営移譲年金に加算額が付けられた年金
後継者	後継者又はその配偶者に対して行う経営移譲
第三者	適格な第三者に対して行う経営移譲
生産法人構成員(相手方)	農業生産法人(※現 農地所有適格法人)の構成員に対して行う経営移譲
分割移譲	後継者と第三者との組み合わせにより行う経営移譲
やり直し	特定譲受者に該当しないサラリーマン後継者に対し使用収益権の設定により経営移譲した受給権者が、特定譲受者(第三者)に対して経営移譲のやり直しをおこなうこと
新法	新法(平成2年改正法)により支給される経営移譲年金
カマボコ型	平成13年改正前法第41条により支給される経営移譲年金
ピストル型	平成2年改正法附則第11条により支給される経過的な経営移譲年金(平成2年改正法附則第2条)
旧法	旧法(平成2年改正前法)により支給される経営移譲年金(平成2年改正法附則第2条)
受給者	農業者年金を受給している者
支給停止	受給権者又は経営移譲に係る農地が経営移譲年金の狙いからはずれた状態が続いている間、経営移譲年金の全額又は加算額の支給を停止すること
若齢停止	60歳未満であることによる支給停止
農地等取得	農地等の権利を取得し耕作または養畜の事業を行うことになったことによる支給停止
農地等返還	農地等の返還を受けて耕作または養畜の事業を行うことになったことによる支給停止
生産法人構成員 (支給停止)	農業生産法人(※現 農地所有適格法人)の構成員になったことによる支給停止
特定農地等返還	後継者に使用収益権を設定した農地等の全部または一部が返還されたことによる支給停止
特定農地等使用停止	後継者に使用収益権を設定した農地等の全部または一部について使用及び収益させないこととなったことによる支給停止
返還特定農地処分不適格	1年以内に適格に処分することを明らかにして特定処分対象農地等の全部または一部の返還を受けたが、返還日から1年以内に適格に処分しなかったことによる支給停止

使用収益権	地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用・収益を目的とする権利
使用収益権消滅 配偶者返還あり	配偶者から使用収益権の設定を受けて耕作または養畜の事業を行っていた場合で、使用収益権の消滅の相手方に配偶者が含まれていた場合
配偶者返還なし	第三者から使用収益権の設定を受けて耕作または養畜の事業を行っていた場合で、使用収益権の消滅の相手方に配偶者が含まれていない場合
土地収用	土地収用法等により処分対象農地等が収用された場合（平成13年改正前法第42条第5項）
自留地	後継者移譲以外の場合には、処分対象農地等のうち日常生活に必要な最小限の面積を自留地として残すことができる（平成13年改正前法第42条第1項第4号）
特定経営移譲者	配偶者が農地等の権利名義がないか又は30アール（道南を除く北海道1ヘクタール、沖縄20アール）未満で家族経営協定によって夫婦加入により農業者年金の被保険者となった者で、基準日に当該配偶者の農地等の面積が30アール未満の者
特定経営移譲配偶者	特定経営移譲者の配偶者
(2) 農業者老齢年金	経営移譲年金の受給権者以外の者で、保険料納付済期間等が20年以上ある者が65歳に達したときに支給される年金
農業者老齢年金の種別 新法	新法（平成2年改正法）により支給される農業者老齢年金
旧法	旧法（平成2年改正前法）により支給される農業者老齢年金（平成2年改正法附則第2条）
経営移譲	経営移譲年金と併給される農業者老齢年金（平成2年改正法附則第14条）
その他	経営移譲していない者に支給される農業者老齢年金（平成2年改正法附則第14条）
特例農業者老齢年金	平成3年3月31日以前に経営移譲年金の受給権を取得した者を除き、経営移譲年金の全額が支給停止となった者について支給停止事由に該当した月等の翌月から支給される年金

(3) 一時金 脱退一時金	被保険者が資格喪失した場合に、資格喪失月の前月までの保険料納付済期間が3年以上かつ保険料納付済期間等が20年未満の者に支払われる一時金
未支給脱退一時金	脱退一時金の受給権者が支給を受けないうちに死亡したときに一定の遺族に支払われる一時金
死亡一時金	農業者年金の被保険者等が死亡した場合、その者の遺族の請求により支払われる一時金
特例脱退一時金	旧制度加入者が将来年金を受給しないで制度から脱退し、一時金を貰うことを選択した場合に支給される一時金